



守口市 消費生活センター <うしナビ>

<市広報 令和7年12月号>

ネット広告の害虫駆除業者に頼んだら高額請求に！

【事例1】

ベランダにハチの巣ができていた。危険だと思ったので、ネットで調べた「地域最安」という広告の害虫駆除業者を呼んだ。作業後に12万円も請求されたが妥当な金額だろうか。

【事例2】

夜中にゴキブリが出てきた。あわててスマホで駆除業者を探し、「30分以内に到着」「980円～」という広告を見つけて電話した。業者が来た時にはゴキブリはいなくなっていたが、薬剤散布と侵入経路遮断が必要と言われ、1時間の作業で8万円を請求された。

【解説】

▼極端に安い料金を表示している広告には要注意

広告をうのみにせず、必ず来てもらう前に作業内容と料金を確認しましょう。「見ないとわからない」と言われても概算だけでもたずね、不審な点があれば断りましょう。休日や夜間に駆けつけて作業してもらえば相応の料金が発生します。本当に今必要なのかよく考えましょう。

▼できる限り相見積もりをとって比較、検討する

できれば複数業者から相見積もりをとって検討しましょう。「今すぐ作業しないといけない」などと不安をあおって契約を急かす業者なら、勇気を出して断りましょう。

見積もりだけを依頼する場合は申込時にその旨をはっきり伝え、出張費やキャンセル料も確認しましょう。

▼想定外の高額請求をされたらその場で支払うことは避ける

いったん支払った代金を取り戻すのは簡単ではありません。作業内容や金額に納得できないときは、その場で支払うことを避けるために後日の振込みなどを交渉しましょう。

▼広告内容や勧誘方法などの条件によってはクーリング・オフができる

トラブルになったときは早めに消費生活センターに相談してください。

▼いざという時にあわてないために

守口市環境対策課のホームページを参考にし、普段から自分でできる対策や信用できる駆除業者を調べておきましょう。



相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）